

令和8年度の国民健康保険料について

子ども・子育て支援納付金分が新設されます

令和8年度の主な変更点

①

新しい保険料区分が加わります
「子ども・子育て支援納付金分」が令和8年度から新設されます。社会全体で子育てを支える新しい仕組みです。

②

従来 3 区分の料率は据え置き
基礎賦課分(医療分)・後期高齢者支援金等分・介護納付金分の保険料率は、令和7年度と変わりません。

③

低所得世帯の軽減基準が緩和
5割・2割の均等割・平等割軽減を受けられる所得の上限が引き上げられました。

Q1

「子ども・子育て支援納付金」って何ですか？

新しい保険料区分についてわかりやすく解説します

少子化対策を社会全体で支える新しい仕組みです

令和6年 12 月の「こども未来戦略(加速化プラン)」閣議決定を受け、児童手当の拡充・妊婦給付・こども誰でも通園制度などの子育て支援施策を強化するための財源として、令和8年度から全ての医療保険制度に「子ども・子育て支援納付金」が設けられました。

国民健康保険では、この納付金を保険料として賦課・徴収します。

? 子どものいない世帯も払うの？

はい。子ども・子育て支援は社会全体で担う仕組みのため、被保険者全員が対象です。ただし、子どもを育てている世帯の負担が増えないよう、**18歳未満の子どもに係る均等割は全額軽減(10 割軽減)**されます。

Q2

令和8年度の保険料率はいくらですか？

所得・人数・世帯構成をもとに計算します

区分	基礎賦課分 (医療分)	後期高齢者 支援金等分	介護納付金分 (40~64 歳)	子ども・子育て 支援納付金分★新設
所得割	6.96%	2.67%	2.55%	0.28%
均等割(被保険者 1 人あたり)	30,330 円	12,400 円	12,880 円	1,280 円※
平等割(1 世帯あたり)	20,520 円	8,670 円	6,620 円	840 円
賦課限度額	67 万円 (旧:66 万円)	26 万円	17 万円	3 万円(新設)

【保険料の計算方法】

- 所得割 前年の所得(基礎控除後)に所得割率をかけた金額です。
- 均等割 加入者1人ごとに定額でかかります(世帯の加入者数×均等割額)。
※子ども・子育て支援納付金分の均等割額には18歳以上均等割額40円を含んでいます。
- 平等割 加入世帯ごとに定額でかかります(人数にかかわらず1世帯一律)。

【対象者について】

- 介護納付金分 40歳以上65歳未満の加入者のみ対象です。それ以外の方には賦課されません。
- 子ども・子育て支援納付金分(均等割) 18歳未満の子どもに係る均等割は**全額軽減**されます。
②子ども本人に一定以上の所得がある場合は所得割が生じます。

低所得世帯の保険料軽減基準が緩和されました

低所得者世帯の軽減制度とは

世帯全員の合計所得が一定の基準以下の場合、均等割額・平等割額が**7割・5割・2割**それぞれ軽減されます。令和8年度は5割・2割の基準が引き上げられました。この制度にかかる申請は不要です。

軽減割合	改正前(令和7年度)	改正後(令和8年度)
5割	43万円+10万円×(給与所得者等の数-1)+(30.5万円×被保険者数)以下	43万円+10万円×(給与所得者等の数-1)+(31万円×被保険者数)以下
2割	43万円+10万円×(給与所得者等の数-1)+(56万円×被保険者数)以下	43万円+10万円×(給与所得者等の数-1)+(57万円×被保険者数)以下

「給与所得者等」とは 給与収入65万円超、または公的年金等を受給している方のことをいいます。
「被保険者数」には国民健康保険から後期高齢者医療制度へ移行した人も含みます。
軽減は自動的に適用されます(申請不要)。ただし、世帯主及び加入者全員の所得の申告が必要です。

■ お問い合わせ

明石市 国民健康保険課 賦課係

TEL:078-918-5022 / FAX:078-918-5105